

資格の大原

第75回税理士試験

解答速報

所得税法

本解答は令和7年8月8日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕

問1 (30点)

(1)

〔1〕 概要

上場株式等を譲渡した場合の課税方法は、申告分離課税又は申告不要となる。

〔2〕 申告分離課税（措法37の11①）（6点）

居住者が上場株式等の譲渡をした場合には、その上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対し $\frac{15}{100}$ に相当する金額の所得税を課する。

この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その損失の金額は生じなかったものとみなす。

〔3〕 申告不要（措法37の11の5①）（2点）

源泉徴収選択口座に係る上場株式等の譲渡所得等の金額及びその損失の金額については、確定申告の際、上場株式等に係る譲渡所得等の金額に含めないで申告することができる。

(2)

〔1〕 概要

先物取引の差金等決済による差益の課税方法は、申告分離課税となる。

〔2〕 内容（措法41の14①）（3点）

居住者が一定の先物取引をし、かつ、差金等決済をした場合には、その差金等決済に係る先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、先物取引に係る課税雑所得等の金額に対し $\frac{15}{100}$ に相当する金額の所得税を課する。

(3)

〔1〕 損益通算（措法37の12の2①③）

〔1〕 内容（3点）

確定申告書を提出する居住者の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その損失の金額は、その申告書に係る年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

〔2〕 申告要件（1点）

(1)の規定は、確定申告書に一定の事項の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

〔2〕 繰越控除（措法37の12の2⑤⑦）

〔1〕 内容（3点）

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年以前に控除されたものを除く。）は、一定の順序により、その申告書に係る年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額（損益通算の規定の適用がある

場合には、その適用後の金額) の計算上控除する。

(2) 申告要件 (1点)

(1)の規定は、上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき、一定の書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、(1)の確定申告書に一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

(4)

(1) 株式Xの譲渡損失の金額 100 万円は、申告することを要件に株式Zの譲渡所得の金額 40 万円と通算できる。この場合の上場株式等に係る譲渡損失の金額は 60 万円となる。(3点)

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額 60 万円は、株式Xの配当所得につき申告分離課税を選択した場合に損益通算の適用があり、上場株式等に係る譲渡損失の金額は 40 万円 ($\Delta 60$ 万円 + 20 万円 = $\Delta 40$ 万円) となる。(3点)

なお、この譲渡損失 40 万円について令和 7 年以後 3 年間、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある。(2点)

(3) 給与所得の金額、総合課税又は申告不要を選択した配当所得の金額、株式Yに係る一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額とは通算できない。(3点)

問2 (20点)

〔1〕 記帳義務、帳簿書類の保存義務

(1) 青色申告者の場合 (法148、規56～58) (4点)

- ① 青色申告者は、業務につき帳簿書類を備え付けて、これに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を正規の簿記の原則に従って記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。
- ② ①の帳簿書類は簡易な記録の方法及び記載事項によることができる。

(2) 青色申告者以外の場合

① 白色申告者の場合 (法232①) (3点)

その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者（青色申告者を除く。）は、帳簿を備え付けて、これにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を簡易な方法により記録し、かつ、その帳簿（その年においてこれらの業務に関して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した書類を含む。）を保存しなければならない。

② 雑所得を生ずべき業務を行う者の場合 (法232②) (3点)

その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者で、その年の前々年分のその業務に係る収入金額が300万円を超えるものは、その業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した書類を保存しなければならない。

〔2〕 申告書に添付すべき書類

(1) 青色申告者の場合 (法149、規65) (4点)

- ① 青色申告書には、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額もしくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。
- ② 〔1〕(1)②の適用を受ける青色申告者は、貸借対照表を青色申告書に添付することを要しない。

(2) 青色申告者以外の場合

① 白色申告者の場合 (法120⑥) (3点)

その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が、確定申告書（青色申告書を除く。）を提出する場合には、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した収支内訳書とその申告書に添付しなければならない。

② 雑所得を生ずべき業務を行う者の場合 (法120⑥) (3点)

その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者で、その年の前々年分のその業務に係る収入金額が1,000万円を超えるものが、確定申告書を提出する場合には、その雑所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した収支内訳書とその申告書に添付しなければならない。

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
【未償却残高】		(3) 保険料 ① その他 $550,000 - 400,000 - 100,000 = 50,000$ ② 火災保険料 $400,000 \times \frac{6\text{月}}{12\text{月} \times 5\text{年}} \times \frac{9\text{室}}{10\text{室}} + 36,000 \times \frac{\text{本年1} \sim \text{6月分}}{10\text{室}} \times \frac{9\text{室}}{10\text{室}}$ $+ 100,000 \times \frac{6\text{月}}{12\text{月} \times 5\text{年}} = \underline{78,400} \text{ ①}$
アパート	① <u>18,016,666</u>	(4) その他諸経費 $610,000 - 300,000 = \underline{310,000} \text{ ①}$
貸家	① <u>7,116,000</u>	(5) 減価償却費 ① アパート $50,000,000 \times 0.038 = 1,900,000$ $1,900,000 \times \frac{9\text{室}}{10\text{室}} = \underline{1,710,000} \text{ ①}$ (アパートの年末未償却残高 イ. H21年分 $50,000,000 \times 0.038 \times \frac{10\text{月}}{12\text{月}} = 1,583,334$ ロ. H22年～R6年分 $50,000,000 \times 0.038 \times 15\text{年} = 28,500,000$ ハ. $50,000,000 - (\text{イ} + \text{ロ} + 1,900,000) = 18,016,666$) ② 貸家 $15,000,000 \times 0.9 \times 0.052 \times \frac{6\text{月}}{12\text{月}} = \underline{351,000} \text{ ①}$ (注) $(22\text{年} - 3\text{年}) + 3\text{年} \times 20\% = 19.6\text{年} \rightarrow 19\text{年}(0.052)$ (貸家の年末未償却残高 イ. 減価の額 $15,000,000 \times 0.9 \times 0.031 \times 18\text{年} = \underline{7,533,000} \text{ ①}$ (注1) $22\text{年} \times 1.5 = 33\text{年}(0.031)$ (注2) H19.3～R7.6…18年6月未満→18年 ロ. $15,000,000 - (\text{イ} + 351,000) = 7,116,000$) ③ 減価償却費の合計額 2,061,000
		(6) 必要経費の合計額 4,364,400
		3 青色申告特別控除額 $(1 - 2) > 650,000 \therefore \underline{650,000} \text{ ①}$
		4 $1 - 2 - 3 = 7,439,600$ 15点

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
給与所得	5,065,000	1 収入金額 $6,750,000 + 50,000 + 50,000 = 6,850,000$ ① <small>(注) $(1,500 - 1,450) \times 1,000$ 株 = 50,000</small> 2 給与所得控除額 $6,850,000 \times 10\% + 1,100,000 = 1,785,000$ 3 $1 - 2 = 5,065,000$ 1点
退職所得	② 2,400,000	<判定> R 3.6.25 ~ R 7.3.31... 3年9月6日 → 4年 4年 ≤ 5年 ∴ 特定役員退職手当等 1 収入金額 4,000,000 2 退職所得控除額 $400,000 \times 4年 = 1,600,000$ 3 $1 - 2 = 2,400,000$ 2点
配当所得	① 950,000	<判定> $100,000 \times \frac{12月}{12月} = 100,000$ 1 交付金銭等 $1,450 \times 1,000$ 株 = 1,450,000 2 資本金等の額 $197,500,000 \times \frac{1,000株}{400,000株 - 5,000株} = 500,000$ ① 3 $1 - 2 = 950,000$ 2点
譲渡所得 一般株式等の譲渡所得等	② 250,000	譲渡損益 A社株式 <small>(注1)</small> $500,000 - 250,000 = 250,000$ <small>(注2)</small> <small>(注1)</small> $1,450,000 - 950,000 = 500,000$ <small>(注2)</small> $250 \times 1,000$ 株 = 250,000

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
総合短期 総合長期	0 380,000	<p>1 譲渡損益</p> <p>(1) 総短 純金コイン $800,000 - (450,000 + 20,000) = \underline{330,000}$ ①</p> <p>(2) 総長</p> <p>① 絵画 $2,000,000 - (400,000 + 50,000) = 1,550,000$</p> <p>② ゴルフ会員権 $1,000,000 - (1,800,000 + 200,000)$ $= \underline{\triangle 1,000,000}$ ① (注) $1,500,000 + 300,000 = 1,800,000$</p> <p>③ ①+②=550,000</p> <p><u>(注)家財の譲渡による損失はないものとみなす</u> ①</p> <p>2 特別控除 <u>やり方①</u> $330,000 - 330,000 = 0$ (注) $330,000 < 500,000 \therefore 330,000$ $550,000 - (500,000 - 330,000) = 380,000$ (総長)</p> <p style="text-align: right;">6 点</p>
分離長期	① <u>940,000</u>	<p>譲渡損益</p> <p>更地 $1,000,000 - 60,000 = 940,000$ (注1) 法人に対する贈与 \therefore 時価課税 (注2) $1,000,000 \times 5\% < 60,000 \therefore 60,000$</p> <p style="text-align: right;">1 点</p>
雑所得	655,000	<p>1 公的年金等</p> <p>(1) 収入金額 $550,000 + 600,000 = \underline{1,150,000}$ ①</p> <p>(2) 公的年金等控除額 $1,150,000 \leq 3,300,000 \therefore 1,000,000$</p> <p>(3) (1) - (2) = 150,000</p>

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
		2 その他の雑所得 (1) 総収入金額 (12,055,000) 講演料 <u>55,000</u> ① 暗号資産 $11,500,000 + 500,000 = \underline{12,000,000}$ ① (注)外貨建定期預金の為替差益は認識しない (2) 必要経費 (11,550,000) 暗号資産 $15,000,000 - 3,500,000 = \underline{11,500,000}$ ① 売却手数料 <u>50,000</u> ① (3) (1) - (2) = 505,000 3 1 + 2 = 655,000 5点
一時所得	0	1 総収入金額 返礼品 <u>80,000</u> ① (注)地方公共団体から受給した補助金は国庫補助金等の総収入金額不算入の規定により総収入金額に算入しない 2 その収入を得るために支出した金額 0 3 特別控除額 $1 - 2 < 500,000 \therefore 80,000$ 4 $1 - 2 - 3 = 0$ 1点
利子所得 (源泉分離)	0 (100,000)	定期預金 $79,685 \div 0.79685 = \underline{100,000}$ (源分) ① 1点

II 課税標準額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
総所得金額	14,199,600	(1) $5,065,000 - \overset{\text{所得金額調整控除}}{100,000} = 4,965,000$ ② (2) $(1) + 7,439,600 + 950,000 + 655,000 + 380,000 \times \frac{1}{2} = 14,199,600$
長期譲渡所得の金額	940,000	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額	250,000	
退職所得金額	2,400,000	
課税標準額の合計	17,789,600	2点

Ⅲ 所得控除額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
社会保険料控除	① 1,248,546	$790,776 + 457,770 = 1,248,546$
生命保険料控除	① 100,000	1 一般分 (1) 旧契約 $50,000 \times \frac{1}{2} + 12,500 = 37,500$ (2) 新契約 $40,000 \times \frac{1}{2} + 10,000 = 30,000$ (3) (1) + (2) = 67,500 > 40,000 ∴ 40,000 2 介護分 $20,000 \leq 20,000$ ∴ 20,000 3 個人分 $150,000 > 80,000$ ∴ 40,000 4 $1 + 2 + 3 = 100,000$
寄附金控除	① 398,000	(注) $400,000 - 2,000 = 398,000$ (注) $400,000 \leq 17,789,600 \times 40\%$ ∴ 400,000
配偶者控除	0	妻 $1,500,000 - 550,000 = 950,000 > 480,000$ ∴ 適用なし ①
配偶者特別控除	0	甲 $17,789,600 > 10,000,000$ ∴ 適用なし
扶養控除	① 1,260,000	1 乙の判定 $2,000,000 - (1,650,000 - 300,000 - 30,000 + 237,600)$ $= 442,400 \leq 480,000$ ∴ 適用あり ① (注) 乙の必要経費に算入される甲の必要経費 (1) 固定資産税 $400,000 \times \frac{1 \text{室}}{10 \text{室}} = 40,000$ (2) 保険料 $400,000 \times \frac{6 \text{月}}{12 \text{月}} \times \frac{1 \text{室}}{5 \text{年}} \times \frac{1 \text{室}}{10 \text{室}} + 36,000 \times \frac{1 \text{室}}{10 \text{室}}$ $= 7,600$ (3) 減価償却費 $1,900,000 \times \frac{1 \text{室}}{10 \text{室}} = 190,000$ (4) (1)～(3)の計 = 237,600 2 丙の判定 $1,000,000 - 550,000 = 450,000 \leq 480,000$ ∴ 適用あり ① (注) 上場株式等の配当金は申告不要を選択する $630,000 + 630,000 = 1,260,000$
基礎控除	① 480,000	$17,789,600 \leq 25,000,000$ ∴ 適用あり
所得控除の合計額	3,486,546	8 点

IV 課税所得金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	10,713,000	$14,199,600 - 3,486,546 = 10,713,000$ (千円未満切捨)
課税長期譲渡所得金額	0	<判定> $1,000,000 \leq 5,000,000$ ∴適用あり $940,000 - 940,000 = 0$ (注) $940,000 < \underline{1,000,000}$ ∴940,000 ①
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	250,000	(")
課税退職所得金額	2,400,000	(") 1点

V 税額控除額及び税額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額に対する税額	1,999,290	$10,713,000 \times 33\% - 1,536,000 = 1,999,290$
課税長期譲渡所得金額に対する税額	0	
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額	37,500	$250,000 \times 15\% = 37,500$
課税退職所得金額に対する税額	142,500	$2,400,000 \times 10\% - 97,500 = 142,500$
小 計	2,179,290	
配当控除	① 47,500	<判定> $10,713,000 + 250,000 = 10,963,000 > 10,000,000$ $950,000 \times 5\% = 47,500$
認定住宅等新築等特別税額控除	① 650,000	<判定> $17,789,600 \leq 20,000,000$ ∴適用あり やり方① (注) $6,500,000 \times 10\% = 650,000$ (百円未満切捨) (注) $45,300 \times 150 \text{ m}^2 = 6,795,000$ $6,795,000 > 6,500,000$ ∴6,500,000
差引所得税額	1,481,790	
復興特別所得税額	31,117	$1,481,790 \times 2.1\% = 31,117$
所得税及び復興特別所得税額の合計額	1,512,907	
所得税及び源泉徴収税額	① 1,248,611	$(55,000 \div 1.1) \times 10.21\% + 181,600 + 4,000,000 \times 20.42\%$ $+ 9,000 + 950,000 \times 20.42\% + 550,000 \times 7.6575\% = 1,248,611$
所得税等の申告納税額	264,200	(百円未満切捨)
所得税等予定納税額	0	
納付すべき又は還付される税額	① 264,200	5点

□合格ラインの読み口

理論問題は、初見で問題文の長さに戸惑った方もいるかと思いますが、問われている内容は基本論点を中心の問題でしたので、しっかりと対策をしていた方は十分に解答できたのではないのでしょうか。

計算問題は、総合問題 1 題の出題であり、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得及び雑所得を中心とした論点が問われました。近年の本試験と比べると、極端に難しい論点は出題されておらず、ある程度満遍なく解答をすることができたと思われま

す。理論・計算ともにボリュームは標準程度でしたが、計算が例年と比べると手がつけられる論点が多く、結果的に全体としては時間内に解答できる箇所をすべて解答することはやや厳しい程度のボリューム感であったと思われま

〔第一問〕

問 1 は、株式等の金融商品をテーマとして、「上場株式分離課税」「先物分離課税」「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・繰越控除」を解答し、そのうえで相談内容における事実関係に基づいた譲渡損失の取扱いを順次解答する問題でした。問われている内容はいずれも基本項目でしたが、設問ごとの解答欄がかなり少なめでしたので、それぞれ柱となる内容を的確に解答する必要性がありました。

問 2 は、記帳義務、帳簿書類の保存義務及び申告書に添付すべき書類に関する基本問題でした。こちらは重要理論をそのまま解答する問題で、規定を正確に解答する必要性がありました。

〔第二問〕

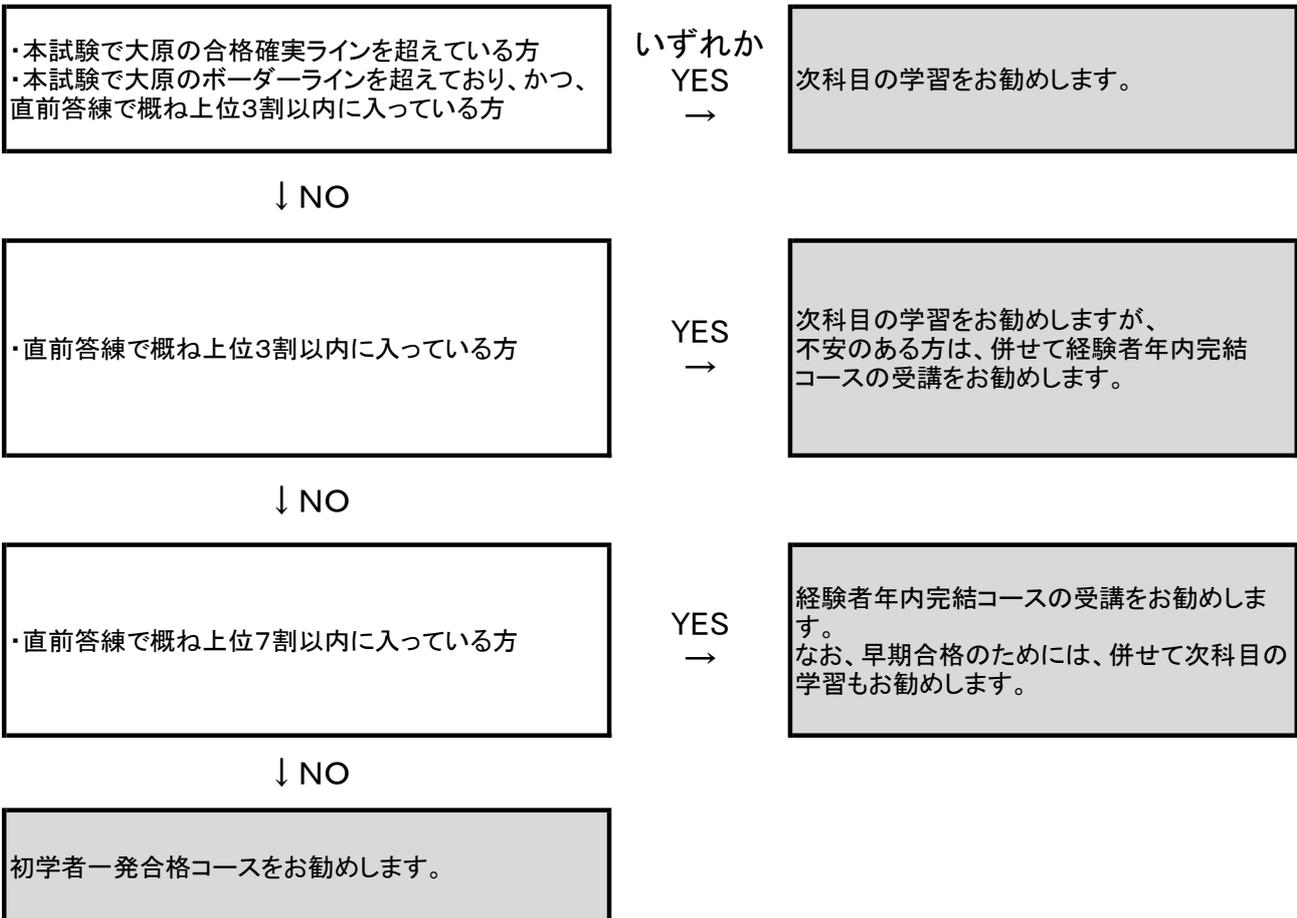
不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得及び雑所得を中心とした総合問題でした。甲と長男乙が生計を一にしており、生計一親族に係る所得計算の論点で複雑な点がありましたが、近年の本試験に比べると全体的に解答しやすい問題となっておりました。ただ、見落としをしやすい論点や気づきにくい論点も多く、模範解答を見て自己採点をすると思ったより点数が伸びていない、という受験生の方も多いのではないかと思います。また、一部解答欄の大きさが求められている解答量に対して少なく、簡略化した解答作成を意識する必要性がありました。

近年の本試験と比べると点数が取れる箇所が比較的多く、第 I 段階の各種所得の金額から第 V 段階の税額計算まで、満遍なく手を付けて点数を伸ばす必要性がありました。その分、これまで学習してきた成果が結果に反映されやすい本試験であったと思われま

す。以上を踏まえるとボーダーラインは理論 40 点、計算 26 点、合計 66 点前後になると思われ、合格確実ラインは理論 46 点、計算 32 点、合計 78 点以上になると思われま

【所得税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



所得税法 コース紹介

【初学者一発合格コース】 講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）については、ある程度の知識が身に付いていることを前提に進められる経験者コースを受講するより、初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

このコースでは、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での出題頻度が高い項目を優先的に学習し、年明け1月からは理論・計算ともに基礎知識を踏まえた応用項目を学習します。5月期以降は多くの問題演習を通じて知識の定着を図るとともに合格答案作成能力を身に付けていただきます。さらに本試験に直結する試験委員対策を学習することにより1年で合格に必要な実力を身に付けることができます。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】 講義回数：14回（週1回）

週1回のコースで、テキストを使用した講義での学習を中心とし、各月末を目安に演習問題（確認テスト）を実施するコースとなります。本試験においてボーダーライン以下となられた方で、受験専門学校の直前答練で上位7割までの学習熟度であった方を対象としたコースです。

テキスト講義回では、基礎項目及び本試験での出題頻度の高い項目の考え方を再確認し理解力を養うとともに、多くの受講生が苦手とする項目や差がつきやすい項目を網羅的に学習していきます。理論学習では、知識面については、本試験での重要性の高い理論及び理解が難しい理論を重点的に学習し、形式面については、本試験の出題パターンに応じた解答アプローチの学習を行います。確認テスト回では、理論・計算併せて120分の演習問題を通じてアウトプット力を養い、講義で学習した項目の理解と定着度合を確認することができます。理論問題は、事前に出題範囲を提供した上で、応用理論や事例形式など様々な問題の出題をし、問題に対する解答アプローチの実践練習を行います。

<主な学習項目>

計算：利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、減価償却、資本的支出・修繕費、有価証券の譲渡、居住用財産の譲渡、所得控除など

理論：資産の無償又は低額による移転があった場合、有価証券の譲渡による所得の課税関係、資産について生じた損失の取扱い、損益通算、確定申告、利子所得・配当所得の課税関係、利子所得・配当所得の源泉徴収、給与所得の源泉徴収など

<配付教材>

計算テキスト、計算問題集、理論テキスト、演習問題（確認テスト）